

## 三木町告示第91号

三木町土木設計業務等委託契約約款の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月1日

三木町長 伊藤 良春

## 三木町規則第12号

三木町土木設計業務等委託契約約款の一部を改正する規則

三木町土木設計業務等委託契約約款（平成21年三木町規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条の2中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「第5項」を「第6項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 乙は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

第5条第1項中「以下「著作物」という。」を「以下この条において「著作物」という。」に改める。

第7条中「以下」の次に「この条において」を加える。

第9条第2項中「第12条第1項」を「第13条第1項」に改める。

第17条第2項中「自ら前項」を「自ら同項」に改める。

第18条中「第19条」を「第20条」に改める。

第19条第1項中「以下」を「第28条において」に改める。

第21条第3項中「おいては」を「おいて」に改め、「認められる」の次に「ときは」を加える。

第23条第2項ただし書中「第20条」を「第21条」に改める。

第26条中「、第2項」を削り、「第27条第1項」を「第28条第1項」に改める。

第28条第2項中「行い、前項」を「行い、同項」に改め、「以下」の次に「この条において」を加え、同条第4項中「以下」を「第6項において」に改める。

第29条第2項ただし書中「甲が前項」を「甲が同項」に改める。

第32条第1項中「第29条第3項」を「第30条第3項」に、「第32条第1項」を「第36条第1項」に改める。

第33条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「更に」を「さらに」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条

第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 乙は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

第34条第1項中「第3項」を「第4項」に、「更に」を「さらに」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 乙は、第1項又は前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

第36条第1項中「以下」の次に「この条において」を加え、「第29条」を「第30条」に、「第30条」を「第31条」に改め、同条第2項中「第29条」を「第30条」に、「第30条」を「第31条」に改め、同条第3項中「第30条第1項」を「第31条第1項」に改め、同項ただし書中「前項」を「前2項」に、「同条第1項」を「第31条第1項」に改め、同項第2号中「前項」を「第2項」に改める。

第37条第2項中「第30条」を「第31条」に改める。

第38条第1項中「第31条の2又は第32条」を「第33条又は第36条」に、「第30条」を「第31条」に改める。

第47条第1項中「義務」を「業務」に改め、同項ただし書中「第32条」を「第36条」に改め、同条第2項前段中「第32条」を「第36条」に改め、「以下」の次に「この項において」を加え、同項後段中「以下」を「次項において」に改める。

第48条第3項中「滅失」を「滅失」に改め、同条第5項中「以下」の次に「この項及び次項において」を加える。

第55条中「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法」を「電磁的方法」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。